

令和7年度監査報告

一般社団法人松本市医師会
代表理事 小林 正典 殿

私たち監事は、松本市医師会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第36条及び第45条)の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席して、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当医師会の主たる事務所において業務及び財産の状況を調査した。これらの方法により、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査した。さらに、会計帳簿他これに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査した。

2 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当医師会の状況を正しく示しているものと認める。
- ②理事の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない。

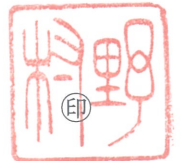
(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当医師会の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に示しているものと認める。

令和8年5月15日

監事

野村 邦浩



監事

山崎 淳一郎

